

平成30年度 事業計画

はじめに

経済から湧き起ったボーダレス化・グローバル化の波は、社会のさまざまな分野に及んでいるが、米国は「アメリカ・ファースト」、英国は「ブレグジット」、中国は「習近平新時代中国特特色社会主義思想」となり、自国利益最優先主義を打ち出して来ました。この潮流のなかでわが国においても変革のうねりの中にあり、グローバル化への対応が必要となっています。また、世界の中でも最も早いスピードで超少子高齢社会に突入しており、人口構造の変化への対応も急務となっています。

平成32年（2020年）4月1日には、民法のうち債権関係の規定についての法改正の施行が予定されています。約120年ぶりの大改正であり、登記実務と密接関連のある契約分野を中心とした債権関係の規定の改正となっています。当会としても、登記実務への影響についての検討を行うとともに、会員への研修を行ってまいります。

不動産登記の分野においては、データの利活用を前提とした官民データ活用推進基本法の制定による行政手続の原則オンライン化への対応が急務となっています。法務省では、不動産登記法の施行規則等政省令の改正を行い、資格者代理人方式の導入を予定しています。当会としても資格者代理人方式に対応した執務モデルの研究を行うとともに、会員が対応できるよう研修等の実施による会員の資質の向上を図ってまいります。

日本司法書士会連合会（以下、連合会という。）では司法書士の使命規定の制定と懲戒制度の見直しについての司法書士法改正を要望しています。連合会では、使命規定の制定に向けて、司法書士の資質の担保を明確にするため会員研修の義務化を検討しています。当会においても、研修のあり方を見直し、研修を充実することで、司法書士が市民に適正なリーガルサービスの提供を行えるよう努めてまいります。

現在、所有者の把握が困難な土地（所有者不明土地）、空き家問題がクローズアップされています。当会では、国策ともいえる所有者不明土地問題に対応するため、相続登記促進に関する広報活動に注力するとともに、各支部と協働して、行政と連携し、問題解消に努めてまいります。また、空き家問題についても、相談等のニーズの把握や行政との連携モデルの策定を行い、問題解決に向けた対応を進めてまいります。

当会では県内37市町と災害協定を締結しており、今後も、県内市町村のすべてと協定が締結できるよう、支部と協働しながら市町村への働きかけを行ってまいります。また、災害発生時に円滑な相談活動が行えるよう、災害発生時の危機管理体制を検討するとともに、各支部と協働し、協定締結行政機関との継続的且つ安定的な連携を行えるよう体制整備に努めてまいります。

当会は、約900名の個人会員を有する会となり、円滑な事業執行を行うためには、執行体制の検討が必要となっています。そのためには、事業と組織を見直し、本会と支部のあり方の検討を行うことで、規模にあった組織体制の構築に努めてまいります。

重点事業

- 1 民法改正への対応
- 1 資格者代理人方式への対応
- 1 司法書士法改正への対応
- 1 制度広報の拡充
- 1 本会と支部との協働並びに行政との連携
- 1 事業と組織の見直しの検討

平成30年度 事業方針

1. 制度の確立と改善に関する事業

司法書士法改正の情報収集を行っていくとともに、不動産登記申請における資格者代理人方式について実務的な留意点等の情報収集を行い、情報提供を行っていく。商業・法人登記分野においては、企業経営者に対するセミナー等の企画を通じて企業のニーズの把握を行い、司法書士の企業法務への関与について研究を行っていく。

(主な事業)

- (1) 司法書士制度に関する調査研究
- (2) 不動産登記制度に関する調査研究
- (3) 企業法務への司法書士の関与に関する調査研究

2. 研修に関する事業

司法書士が社会に有用な存在であり続けるためには、市民の多様なニーズを把握し、高度な専門性をもって応えるための不断の研鑽が必要である。そこで、会員に対して有益な研修事業を提供するとともに、会員が平等に研修を受ける機会の提供に努めていく。そのために法令・実務に関する研修会については、会員研修会において、主会場の他に2会場のサテライト会場を設け、同時配信による研修会を実施していく。民法改正については、改正項目に関する実務への影響等の検討及び取りまとめを行い、会員への情報提供を行っていく。また、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的とする年次制研修会を実施していく。

登録後概ね1～3年程度の新入会員を主な対象として、実務に必要な具体的知識及び倫理を習得し、加えて指導司法書士による実務的・精神的サポート、新入会員の孤立を防ぐことを目的としたフォローアップ研修会を開催する。また、司法書士試験合格後、登録を予定している会員予定者に「新たに司法書士となる者が職責と社会使命を自覚するとともに、法律に関する理論と実務を身につける」ことを目的とする新人研修会の開催と配属研修を実施する。

相談分野においては、相談員として必要な法令知識を習得できるよう消費者関連や家事事件に関する研修会、相談員として必要な相談技法が獲得できるよう研修会等の企画を実施する。

(主な事業)

- (1) 法令・実務に関する研修会の実施
- (2) 民法（債権関係）の改正に関する研修会の実施
- (3) 新人研修及び新入会員研修の実施
- (4) 年次制研修の実施
- (5) 支部における研修会への支援
- (6) 研修単位取得の促進

3. 業務と組織の改善、充実を図るための事業

当会には会則をはじめ多くの会の運営に関する諸規範がある。必要に応じて、会則及び規則等の見直しを図っていく。

埼玉友好士業協議会への参加、埼玉弁護士会との役員懇談会等を通じて会組織の充実を図っていく。また、会員の業務の円滑化を図るため、さいたま地方法務局と登記事務に関する連絡協議会の開催、さいたま家庭裁判所との成年後見・保佐・補助（各監督も含む）事件全般についての協議会に参加する。

当会関連団体間においては、各団体の抱える問題の共有を図るため、公共嘱託登記司法書士協会、政治連盟、リーガルサポート埼玉支部、司法書士協同組合、青年司法書士協議会との連絡会

議を開催するとともに、新年賀詞交歓会の共催を呼びかけていく。

事務局における文書の管理については、資料の整理・電子化等を進め、業務の改善を図っていく。併せて、常任理事会、理事会における会議資料の電子配布を行う。委員会等の諸会議での資料の電子配布の実施についての、理事会等での電子配布の結果を踏まえて検討を行っていく。

会組織については、会事業、特に研修制度や相談事業についての見直しを行うとともに、本会と支部との役割の見直しを行い、必要に応じた組織の改編及び事務局体制の検討を進めていく。災害時における危機管理体制を構築するため、危機管理部門を新たに設置し、BCP（災害時事業継続計画）の策定の検討等の災害対策を進めていく。

（主な事業）

- （１）執務に関する諸規範の検討
- （２）埼玉友好士業協会、士業団体、法務局、裁判所等との連絡協議及び交流
- （３）賀詞交歓会の開催（関連５団体との共催）並びに公共嘱託登記司法書士協会、政治連盟、リーガルサポート埼玉支部、司法書士協同組合及び青年司法書士協議会との連絡協議
- （４）事務局体制、事務局環境の検討及び整備
- （５）災害時の危機管理の検討及び整備

４．広報に関する事業

市民に必要とされている情報を的確に提供することで、司法書士の社会の信頼を確保すべく広報活動を実施していく。特に、国策ともいえる所有者不明土地問題については、司法書士が積極的に解決に関与すべき問題であるので支部と連携しながら広報の拡充を行う。また、相談事業に関する告知については、マスコミへのアプローチ等を行いつつ、市民への告知の活動を引き続き実施していく。

（主な事業）

- （１）会報の発行
- （２）ホームページの管理、運用及び改善
- （３）司法書士制度広報

５．法的サービスの拡充に関する事業

司法書士総合相談センターの運営については、県内４カ所ある総合相談センターを中核として、支部の協力を仰ぎながら、総合相談センター出張相談会を継続する。また、司法書士の認知度を向上させるため、所有者不明土地問題や空家対策等の行政課題などについて地域、専門機関・専門士業等他団体との連携を積極的に図り、様々な法的サービスを提供する場面において司法書士の存在感を高め、市民の司法アクセスの向上を図る。

さらに、会員が、多重債務等救済支援事業や民事法律扶助制度（法テラス）をより活用しやすい環境づくりに取り組み、市民の権利擁護を担う職能としての地位確立を目指す。また、災害時の法律相談については、東日本大震災の被災各単位会からの要請に基づく相談員の派遣を行うほか、災害協定を締結した市町村との円滑な相談業務が行うことができるよう連携体制の構築を行っていく。

一方で、法的解決が困難と思われる事件をすくう事業を充実させることも重要であることから、調停センターの会員への周知及び利用促進を図る。

上記のように、相談から事件受託に至るまでの法的サービス拡充に努めることと並行して、市民の司法に対するリテラシーを向上させる法教育事業も継続する。

（主な事業）

- （１）司法書士法律相談の実施

- ①司法書士総合相談センターの運営
 - ②常設電話法律相談の実施
 - ③「法の日」司法書士法律相談の実施
 - ④敷金（賃貸住宅）トラブル110番の実施
 - ⑤遺言・相続相談会の実施
 - ⑥リーガルサポート埼玉支部との共催による成年後見無料相談・講演会の実施
 - ⑦消費者被害救済のための相談体制の拡充
- (2) 地域連携の拡充
- ①市町村等の行政機関との連携
 - ②専門機関・専門士業等他団体との連携
 - ③自治体等主催の相談会への協力
 - ④所有者の所在の把握が難しい土地・空家問題への対応
 - ⑤成年後見制度利用促進法の対応
- (3) 市民の権利擁護活動
- ①多重債務者等の法的支援と地域連携
 - ②民事法律扶助への協力及び利用促進
 - ③少額事件裁判事務推進助成制度の実施及び利用促進
 - ④裁判書類作成業務相談料助成制度の実施
- (4) 災害発生時の法律相談への対応
- (5) 法教育の推進
- (6) 調停センターの運営

常務事項

- (1) 公共嘱託登記司法書士協会への助言
- (2) 司法書士による公益的活動の推進
- (3) 非司法書士排除活動の実施
- (4) 法務局委嘱による司法書士法等違反に関する調査の実施
- (5) 紛議調停手続の運用
- (6) 苦情への対応
- (7) 司法書士登録、司法書士法人届出、事務所名称届出、補助者届出手続等の管理
- (8) 会務システム・LANの保守、運用管理
- (9) 職員人事管理、職員研修、福利厚生の実施
- (10) 司法書士協同組合への委託事務の管理
- (11) 個人情報保護及び情報公開への対応
- (12) 会館の管理及び運営
- (13) 戸井田研修奨学金貸付制度の運用